

令和6年度 愛知県立名古屋南高等学校 生徒心得

学校は、多くの生徒たちがともに学ぶ教育の場である。お互いに信頼と協力をもって、規則正しい生活をしなければならない。

そのために生徒心得を定めた。これを守り、本校の伝統と校風を樹立し、生徒一人ひとりの高校生活の理想と充実を求めて努力しよう。

今後、本校のスクールポリシー等に照らし、また、地域の状況や社会の変化を踏まえて生徒心得の見直しが必要な場合は、関係する生徒会・生徒議会・生徒や保護者・教職員等の意見を聴取し、その内容を議論し適宜見直しを進めていく。

1 学習

- (1) 授業を大切にし、真剣な態度でのぞむ。始業の合図までにすべての準備を整え教室に着席又はグラウンド、体育館等に整列して待つ。授業の始め、終わりには挨拶をする。
- (2) 学習は計画を立て習慣化する。予習復習を大切にす。基礎的・基本的事項の定着を図る。

2 考査

- (1) 考査期間中は、北側前席から出席番号順に着席する。
- (2) 考査に必要な筆記用具以外のものは、整頓して廊下に出し、机の中に置かない。
- (3) 携帯電話・スマートフォン等は電源を切り、鞆に入れ、廊下に出す。
- (4) 考査中の物品の貸借・下敷きの使用・私語・途中退場等は、原則として認めない。
- (5) 考査を無断で又は正当な理由なく欠席した場合は、その科目は0点とする。
- (6) 不正行為や誤解を招くような態度は許されない。不正行為を行った場合は、以後の受査は別室とし、その当該科目を0点とする。又、特別指導を行う。
- (7) 考査時間割発表から終了まで職員室への入室を禁止する。用のある場合は入口で先生に連絡する。
- (8) 考査時間割発表から終了まで、原則として課外活動は禁止する。

3 出欠席・忌引等

- (1) 8時30分までに登校する。
- (2) 正当な理由なく欠席・遅刻・早退・欠課等をしてはならない。又、始業時から終業時までには許可なく校外へ出てはならない。
- (3) 病気等やむを得ない事情により欠席または遅刻する場合は、保護者から当日の午前8時20分までにMicrosoft Formsの遅刻欠席連絡フォームで連絡する。
- (4) 遅刻した場合は、職員室で受け取る「入室許可証」がなければ教室へ入れない。
- (5) 公式試合等で校長が認めた事由により授業を欠いた場合は、公的な欠席とし、欠席とはしない。但し、授業は欠課となる。

(6) 忌引の日数は、原則として次のとおりとし、欠席とはしない。但し、授業は欠課となる。

- ア 父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・5日以内（土・日を含む）
- イ 祖父母及び兄弟姉妹・・・・・・・・・・3日以内（土・日を含む）
- ウ 伯叔父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・1日以内（土・日を含む）
- エ その他の同居家族・・・・・・・・・・1日以内（土・日を含む）
- オ 父母の年忌・・・・・・・・・・・・・・・・・・1日以内（土・日を含む）

4 日課表

予 鈴	8 : 30
S T	8 : 35 ~ 8 : 40
1 限	8 : 45 ~ 9 : 35
2 限	9 : 45 ~ 10 : 35
3 限	10 : 45 ~ 11 : 35
4 限	11 : 45 ~ 12 : 35
昼 食	12 : 35 ~ 13 : 15
5 限	13 : 15 ~ 14 : 05
6 限	14 : 15 ~ 15 : 05
清 掃	15 : 10 ~ 15 : 20
S T	15 : 25 ~ 15 : 30

< 7限のある日（月曜） >

7 限	15 : 15 ~ 16 : 05
清 掃	16 : 10 ~ 16 : 20
S T	16 : 25 ~ 16 : 30

< 7限のある日（木曜） >

7 限	15 : 15 ~ 16 : 05
S T	16 : 10 ~ 16 : 15

下校

・月曜～金曜 17 : 00 （長期休業中 16 : 00）

その他

・部活動延長時刻 $\left\{ \begin{array}{l} 3月 \sim 10月 \quad 18 : 15 \\ (部顧問付添いの部) \quad 11月 \sim 2月 \quad 17 : 45 \end{array} \right.$

・運動系部活動の生徒は校舎内では着替えない。

・部活動終了後ただちに校門を出ること。

5 登下校

(1) 登下校は、交通機関・自転車・徒歩等による経路を定め、登下校する。途中、通学目的以外の場所へ立ち寄らない。

(2) 登下校に自動車・自動二輪・原付自転車の使用は禁止する。原則として自動車等による送迎も禁止する。

- (3) 自転車通学は、次の条件による許可制とする。
- ア 特殊な自転車は使わない。
 - イ 防犯登録のうえ、学校指定のステッカーを貼付する。
 - ウ 雨天時は、雨合羽を使用し、傘さし運転は絶対にしない。
 - エ イヤホン・ヘッドフォン等を装着したままの運転はしない。
 - オ 携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの運転は絶対にしない。
 - カ 自転車損害賠償保険等への加入が済ませてあること。
 - キ 自転車は、常に次の整備に努める。錠・ベル・ブレーキ・灯火・後部反射鏡等。
 - ク 自転車は指定された場所に整頓して駐輪し、必ず施錠する。
 - ケ ヘルメットの着用に努める。
 - コ 以上の諸規則のうち、いずれかに違反したり、交通安全規約を守らない場合は、許可の停止、取り消し、又はその他の指導をすることがある。

6 校内生活

- (1) 通学には制服を着用し、生徒手帳を携行する。
- (2) 校内外での掲示・印刷物配付・集会及び団体の結成、あるいは参加については事前の許可を必要とする。
- (3) 校内の美化に徹し、汚さないよう心がける。
- (4) 授業及び部活動を除き、校地・校舎・設備・備品の使用は、事前の許可を必要とする。
- (5) 公共物の使用には十分注意する。校内器物等を破損した場合は、ただちに担任に届け出「破損届」を提出する。
- (6) 金品の徴収は事前に許可を必要とする。

7 校外活動

- (1) 旅行
 - ア 旅行する場合は、保護者の同意を得ること。
 - イ 旅行運賃割引証の必要なときは、「旅行届」とともに「学生割引証交付願」を提出する。
※大学受験等の場合は、「旅行届」ではなく「大学受験等旅行届」を提出する。
- (2) その他
 - ア アルバイトは原則として禁止する。
 - イ オートバイ、自動車等の免許は「取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわない」の「四ない運動」趣旨をよく理解し、これを遵守する。

8 公職選挙法の一部を改正する法律（平成 27 年法律 43 号）が公布され、18 歳以上の国民が選挙に参加できることになったことを踏まえ、本校生徒の政治的活動等について以下のように定める。

- (1) 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
- (2) 放課後や休日等に学校内において選挙活動や政治的活動を行う場合、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じるおそれがある場合には、活動を控える。
- (3) 放課後や休日等に学校外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められるもの、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障があると認められる場合などは、参加しない。

9 生活態度

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、自己の行為責任の持てる行動をする。
- (2) 来校者及び教職員に対してはもちろん、生徒間・家庭での挨拶に努める。
- (3) 異性との交際は、良識と節度をもって健全でなければならない。
- (4) 所持品は質素を旨とし、記名する。
- (5) 携帯電話・スマートフォン等の電源は切り靴の中にしておく。学校内での使用は原則禁止とする。

- (6) 携帯電話・スマートフォン・PC・タブレット等でインターネットを利用する場合、次のことは禁止する。

ア 犯罪等に関与する行為。

イ 学校の名誉を損なう情報を発信（書き込み）する行為。

ウ 個人情報をむやみに発信（書き込み）する行為。

エ 著作権などを侵害する情報を使用・発信（書き込み）する行為。

オ 他人を誹謗・中傷する情報を発信（書き込み）する行為。

カ 無責任に不正確な情報を発信（書き込み）する行為。

※ 上記のような行為に対し、学校で対応が難しい事案については、警察と連携する場合があります。

- (7) 次のことは禁止する。

ア 深夜徘徊・飲酒・喫煙・シンナー遊び・暴力行為等の条例・法律に触れ、又はこれを犯す行為。

イ 金銭の無断徴収、金品の授受・貸借。

ウ 教育活動に不必要な物品の持参。

10 証明書・願書・届書等

- (1) 生徒手帳に記入し、届け出るもの。
欠席届・遅刻届・早退届・忌引届・欠課届・見学届・異装届・外出届。

(2) 本校所定の用紙に記入し、提出するもの。

- ア 成績・在学・卒業証明書の公布願。
- イ 休学願・復学願・転学願・退学願。
- ウ 旅行届
- エ 旅客運賃割引証公布願
- オ 校内器物等破損届
- カ 自転車通学許可願

11 服装（2・3年生用）

(1) 制服

ア 詰襟タイプ

◎冬服

- ・学校指定のものとする。左襟に指定のバッジを付ける。(図1参照)
- ・上衣の下には、常に学校指定の白のカッターシャツを着用する。
- ・ズボンは、裾がシングルノータック仕様を着用する。(図2参照)

◎夏服

- ・学校指定のものとする。(図3)
- ・ズボンは、冬服に準ずる。

◎合服

- ・学校指定のものとする。

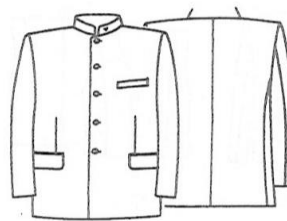


図1
・左襟に指定のバッジをつける
・学校指定のボタンを使用する
・簡袖，ボタンなし

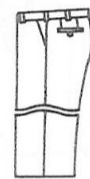


図2
・ノータック仕様
・裾シングル
20～24cmを基準



図3
・第一ボタンなし
・左袖に学年色のイニシャル刺繍あり

イ スーツタイプ

◎冬服

- ・学校指定の濃紺イートン型三つ揃とする。左胸に指定のバッジを付ける。
(図4参照)
- ・ネクタイは、学校指定のスカイブルー・結びタイとする。
- ・ブラウスは、学校指定のものとする。
- ・スカート丈は、膝が完全に隠れる丈とする。

◎夏服

- ・学校指定のものとする。(図5参照)
- ・スカートは、冬服に準ずる。

◎合服

- ・学校指定のベスト・ブラウス・スカートを着用する。

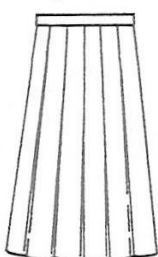
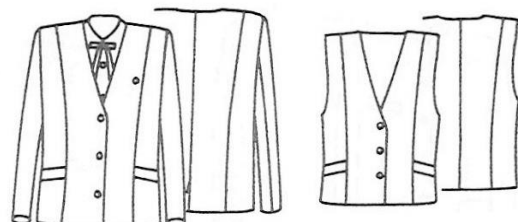


図4

- ・ジャケット左胸に指定のバッジをつける
- ・学校指定のボタンを使用する
- ・上位のセンターベンツは、標準サイズで17cmを基準
- ・ベストを着用する

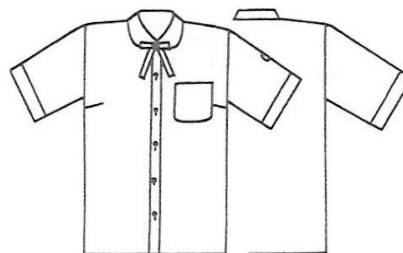


図5

- ・左袖に学年色のイニシャル刺繍あり

11 服装 (1年生用)

(1) 制服

ア Aタイプ

- ◎ブレザー、スラックス、カッターシャツは学校指定のものとする。(図1参照)

イ Bタイプ

- ◎ブレザー、スカート、カッターシャツは学校指定のものとする。(図2参照)

- ※ スカート丈は、膝が完全に隠れる丈とする。

- ウ ネクタイ、リボンは学校指定のものを着用する。

- エ ベスト、セーター、カーディガンは学校指定のものとする。

Aタイプ (図1)



Bタイプ (図2)



- (2) 防寒具
華美でないものとする。
- (3) かばん
華美でないもので、学習用具（教科書・体操服等）が入るものとする。
- (4) 靴・靴下
 - ア 靴は、華美でない短革靴・運動靴とする。
 - イ 靴下は、華美でないものとする。
 - ウ ストッキングは、無地で黒色・紺色・肌色のものとする。
- (5) 頭髪等
 - ア カール・パーマ・染髪・エクステ・整髪料などは禁止する。
 - イ 髪留めは飾りのないものとする。ゴム・ピンは華美でないものとする。
- (6) その他
 - ア 化粧・マニキュア・香水・ピアス・ネックレス・指輪・腕輪・ブローチ等の使用は禁止する。
 - イ ベルトは、飾りのないものとする。
 - ウ 校舎内の上履きは、学校指定のものとする。（色は学年指定）
 - エ やむを得ない理由で異装する場合は、「異装許可願」（生徒手帳を使用）により、担任及び生徒指導部の許可を受ける。